

滝川市立高等看護学院同窓会々則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、滝川市立高等看護学院同窓会と称す。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦と看護の専門的知識及び技術向上を図るとともに、学院行事の協力にあたることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 同窓会総会の開催
2. 会員名簿の作成
3. 学院行事の協力
4. その他本会の目的達成上必要な事項

第 3 章 組織及び運営

(会員の資格)

第 4 条 本会の会員は、滝川市立高等看護学院卒業生であること。

(事 務 局)

第 5 条 本会の事務局は滝川市立高等看護学院に置く。

(役 員)

第 6 条 本会は次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 1名 |
| 3. 書 記 | 1名 |
| 4. 会 計 | 2名 |
| 5. 会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第 7 条

1. 会長は会を統轄し、副会長は会長を補佐する。
2. 書記は会の庶務を掌り、会計は会の経理に当たる。

(幹事の職務)

第 8 条

1. 幹事を各卒業同期生より 1 名ずつ置く。
2. 必要時には学院への連絡を行う。
3. 会務に関する審議には積極的に参加し、会の運営に携わる。

(顧問)

第 9 条

1. 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は役員会の議を経て会長が委嘱する。

(役員を選出及び任期)

第 10 条 役員は総会に於いて選出しその任期は 5 年とし、但し再任は妨げない。

(総会)

第 11 条

1. 本会は原則として 5 年に 1 回これを開催する。
2. 方法は、招集による決議または書面決議(電磁的記録を含む)によるものとする。
3. 総会に討議すべきことは次の通りである。
 - 1) 事業、予算及び決算の承認。
 - 2) 本会々則の改正が必要な時。
 - 3) その他役員会で総会の決議を経る必要があると認めた事項。
 - 4) 総会での決議事項は出席者の 2 分の 1 以上の賛成をもって成立する。書面決議を行う際は、提出数の 2 分の 1 以上の賛成をもって成立とする。
 - 5) 決議事項に対する会員からの疑義照会は、事務局で受け付ける。

(役員会)

第 12 条 役員会は会長・副会長・書記・会計で組織し、会長が必要と認めた時に臨時に招集できる。

第 4 章 会計及び経費

(経費)

第 13 条 本会の経費は会員の会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 14 条 会費は入会時一括納入制とし、1 人 5,000 円とする。卒業時に幹事が同期人数分を会計係まで納入する。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

第 5 章 会員の移動及び退会

(会員の移動)

第 16 条 会員が住所を変更したときは、すみやかに幹事、もしくは事務局に報告する。

(会員の退会)

第 17 条

1. 会員の希望がある際には、脱会とする。但し、再入会の希望がある際は妨げない。
2. 会員の死亡の際には幹事が会長に報告し退会となる。

第 6 章 学院行事の協力

第 18 条 学院行事には、本会の代表が祝辞を述べ、花束などの贈呈をし、後輩への激励をする。

付 則

1. この会則は昭和 55 年 5 月 24 日より実施する。
2. 本会則施行に際し必要があれば別に細則を定めることができる。
3. 顧問は原則として学院長と教務主任の 2 名をおく。
4. この会則の第 13 条、第 14 条は、昭和 59 年 5 月 26 日に改正する。
5. この会則の第 16 条は、平成 4 年 5 月 16 日に改正する。
6. この会則の第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条は、平成 8 年 3 月 23 日に改正する。
7. この会則の第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 17 条は、令和 3 年 9 月 21 日に改正する。